

防犯カメラの設置等費用を補助します

＜岩沼市防犯カメラ補助事業＞

岩沼市では、安全で安心なまちづくりの実現を目指して、地域における自主的な防犯活動を支援し、犯罪の起こらない環境整備を進めるため、防犯活動を行う地域団体に対し、防犯カメラの設置等に要する費用の一部を補助します。

対象団体

町内会、防犯団体、商店街団体、工業団体などの地域団体
※地域において自主的な防犯活動を行っている団体が対象



対象となる防犯カメラ及び事業

次の要件を全て満たすことが必要です。

- 街頭犯罪の発生抑制を目的とし、道路・公園等の公共空間を撮影するもので、常時撮影・録画可能なもの（不法投棄のみを目的とするものは除く）
- 特定の場所に5年間以上継続して設置し、維持管理すること。
- 防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称等を、明確かつ適切な方法で表示すること。
- 設置場所の所有者の同意又は許可を得ていること。
- 地域において防犯カメラの設置について合意が得られていること。
- 宮城県の「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、適切な設置運用を行うとともに、防犯カメラの設置・運用要領を定めること。
- 年度内に設置が完了すること。

対象となる経費

防犯カメラを構成する機器・表示板の購入及び設置工事に要する経費

防犯カメラの維持管理に要する経費のうち修繕費・保守点検費（「岩沼市防犯カメラ補助金」の交付を受けて設置した防犯カメラに限る）※電気料は対象外となります。

補助率等

新設の場合：補助率3／4（上限額：設置台数×30万円）

更新の場合：補助率2／3（上限額：設置台数×20万円）

維持管理の場合：補助率1／2（上限額：1台当たり5万円）

事前協議受付期間（新設・更新の場合）

5月1日～7月31日 必着

※先着順ではありませんので、上記期間中に協議書を提出してください。

※予算を超える申請があった場合、補助対象団体の選定や対象台数等の調整を行います。

提出先

〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号 岩沼市役所総務部危機管理課

<防犯カメラ補助金（新設・更新）申請の流れ>

①事前協議受付までに行うこと

- (1) 地域等の合意形成
 - ・ 総会等により防犯カメラの設置について合意を得る。
 - ・ 防犯カメラ及び表示板等設置場所の所有者（管理者）へ相談、内諾を得る。
 - ・ 防犯カメラ設置場所付近の地域住民等から内諾を得る。
- (2) 設置場所と撮影範囲の選定
 - ・ 地域住民等の意見を参考に選定。
 - ・ できる限り岩沼警察署生活安全課からの指導及び助言を受けること。
- (3) 設置場所及び撮影範囲を示した図面の作成（施設に設置する場合、施設見取図を含む）
- (4) 防犯カメラ設置業者との調整
 - ・ 防犯カメラの機種選定、設置に要する経費（機器購入費、工事費等）の見積書を徴取する。
※見積徴収時には、業者に対し、1台当たりの価格（本体価格、設置工事費、表示板）がそれぞれわかるように記載してもらってください。



②事前協議受付（5月～7月）

- ・ 岩沼市防犯カメラ補助金（新設・更新）事前協議書の提出
- 【主な添付書類】
- ・ 定款、規約、会則等団体の存在を定めた規定
 - ・ 防犯カメラ及び表示板等の設置場所並びに撮影範囲を示した図面（施設に設置する場合、施設見取図を含む。）
 - ・ 設置する防犯カメラのカタログ、仕様書等
 - ・ 設置費用の1台当たりの見積書（本体価格、設置工事費、表示板の価格が明記されているもの）



③内示（8月）

- ・ 事前協議書を提出した団体へ補助金の内示を行います。
- ・ 予算額を上回る場合は、補助対象団体及び対象台数等を調整します。



④補助金交付申請書受付までに行うこと

- (1) 申請団体として防犯カメラの設置を決定したことを証する書類の準備
 - ・ 総会資料等、防犯カメラ等の設置に関する議決事項証明書
- (2) 防犯カメラ設置場所の所有者の同意又は許可を得たことを証する書類の準備
 - ・ 防犯カメラ等設置場所所有者からの同意（許可）書
- (3) 防犯カメラ設置場所付近の地域住民等の同意を得たことを証する書類の準備
 - ・ 防犯カメラの設置に関する地域住民等同意確認書

(4) 防犯カメラの設置・運用要領の作成（宮城県作成「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考とする。）



⑤補助金交付申請（9月）

- ・岩沼市防犯カメラ補助金（新設・更新）交付申請書、市税納税状況の確認承諾書の提出
- 【主な添付書類】
- ・申請団体として防犯カメラの設置を決定したことを証する書類（総会資料等、防犯カメラ等の設置に関する議決事項証明書）
 - ・防犯カメラ等設置場所所有者からの同意（許可）書
 - ・防犯カメラの設置に関する地域住民等同意確認書
 - ・防犯カメラの設置・運用要領



⑥補助金交付決定（10月）

- ・補助金交付決定通知以降に防犯カメラの設置工事を開始すること
 - ・防犯カメラの設置工事を発注するに当たり、契約書作成の上、契約を締結すること
 - ・年度内に設置工事が完了すること
- ※交付決定後に補助事業の内容を変更又は中止したい場合は、必ず事前に市へご相談ください。



⑦実績報告（おおむね1月中）

- ・設置工事完了後、岩沼市防犯カメラ補助金実績報告書の提出
- 【主な添付書類】
- ・防犯カメラ及び表示板等の設置状況を確認できる写真
(カメラ本体の近影、おおむね5～10m離れた場所から撮影したもの、表示板の写真)
※表示板については、防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、設置者名及び「防犯カメラ作動中」と記載し掲示が必要です。
 - ・収支計算書及び収支を証する書類
 - ・防犯カメラの契約書（内訳等により本体価格、設置工事費、表示板の価格が明記されているもの）、請求書、納品書、領収書の写し
 - ・防犯カメラで撮影された画像の写真



⑧補助金交付額確定及び補助金の支払（おおむね2月中）

- ・補助金交付額が確定後、請求書の提出
- ・請求書に基づき、補助金の支払

<防犯カメラ補助金（維持管理）申請の流れ>

①補助金交付申請書受付までに行うこと

- (1) 保守点検費・修繕費（1月1日から12月31日までの期間に支払われた経費が対象）の請求内訳書及び領収書の写しの準備 ※電気料は対象外となります。
- (2) 防犯カメラの配置図の準備



②補助金交付申請（1月）

- ・岩沼市防犯カメラ補助金（維持管理）交付申請書、市税納税状況の確認承諾書の提出
- 【主な添付書類】**
- ・保守点検費・修繕費（1月1日から12月31日までの期間に支払われた経費分）の請求内訳書及び領収書の写し
 - ・防犯カメラの配置図



③補助金交付決定（2月）

- ・補助金交付決定通知



④補助金交付額確定及び補助金の支払（おおむね3月中）

- ・補助金交付額の確定後、請求書を提出
- ・請求書に基づき、補助金の支払

<Q&A (よくある質問)>

Q 1. 地域団体等が行う自主的な防犯活動とはどのような活動ですか？

A 1. 子どもの登下校時の見守り活動や防犯パトロール活動など、地域における犯罪発生を未然に防止するための活動です。

Q 2. 防犯カメラの設置と維持管理にはどれくらいの費用がかかりますか？

A 2. 一般的なカメラ（定点型、1台あたり）であれば次のとおりです。

- 設置費用 40万円程度～
 - 維持管理費用 電気代 5,000円程度（年間）
保守点検・メンテナンス費用 1万円程度～（1回あたり）
修繕料 3～4万円（ハードディスク交換修理の場合）
- ※カメラの性能や設置場所、交換部品の有無等により、これよりも費用がかかる場合があります。

Q 3. どのような機能を有している防犯カメラが良いですか？

A 3. 防犯カメラの仕様について指定はありませんが、常時撮影が可能で、録画機能があり、5年間以上継続して設置できるものが対象となります。なお、上記の要件を満たすものとして、次の機能を有しているカメラを推奨します。

- 屋外用カメラ（防塵・防水機能を備えたもの）
- 夜間も人物等が特定できる撮影が可能なもの（有効画素数100万画素以上、赤外線照射が可能なもの）
- 24時間作動し、連続して7日間以上の記録が可能なもの

Q 4. 地域の合意形成はなぜ必要なのですか？

A 4. 防犯カメラは、不特定多数の人が利用する場所に設置して、個人の姿や行動を撮影・録画するため、地域住民などのプライバシー保護に配慮する必要があります。

そのため、設置にあたっては、地域の総会や役員会等で合意を得て、適切な管理・運用について規約等で定めることが必要となります。

Q 5. 設置場所や撮影範囲に決まりはありますか？

A 5. 次のことに留意する必要があります。

- 設置場所：不特定多数の人が通行または利用する施設、場所（道路・公園等）を撮影することが可能な場所に設置する必要があります。
 - 撮影範囲：防犯カメラの設置により防犯効果が発揮され、かつ、不要な場所が撮影されないよう撮影範囲を限定しなければなりません。
- ※設置場所や撮影範囲の検討にあたっては、できる限り岩沼警察署生活安全課から指導及び助言を受けるようにしてください。

Q 6. 設置したい場所が公共施設の場合、どこに相談すれば良いですか？

A 6. 次項「相談窓口一覧」をご確認ください。なお、公共施設に設置した場合でも、設置後の維持管理費は設置団体が負担することになります。

Q 7. マンションや工場の敷地撮影するものは補助の対象となりますか？

A 7. この補助制度は、不特定多数の人が利用する公共の場所の防犯を目的としているため、マンションや工場などの敷地を撮影するものは対象となりません。

Q 8. 防犯カメラの設置台数に上限はありますか？

A 8. 一団体あたりの上限台数は設定しておりませんが、複数の団体から予算を超える申請があった場合には、補助対象団体の選定や補助対象台数等の調整を行うことになります。

Q 9. 維持管理の補助について、保守点検費・修繕費（1月1日から12月31日までの期間に支払われた経費が対象）となっていますが、保守点検・修繕を実施した月と支払月が異なる場合はどうなりますか。

A 9. 対象となる経費は、「1月1日から12月31日までの期間に支払われた経費」となります。
例) 令和6年度の場合

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間に支払われた経費が対象

実施年月：令和5年12月、支払年月：令和6年1月 ➡ 補助対象

実施年月：令和6年12月、支払年月：令和7年1月 ➡ 補助対象外

(※令和7年度対象)

Q 10. 警察の捜査に協力するため、画像データを取り出す際にかかる費用はどうすれば良いですか？

A 10. 費用に関しては、協力を求められた警察署へご相談ください。

<相談窓口一覧>

防犯カメラの設置場所や撮影範囲の相談先

岩沼警察署生活安全課 Tel. 0223-22-4341

市が管理する公共施設に防犯カメラを設置する際の相談先

○市道、街路灯：建設部土木課 ○公園：建設部都市計画課 ○その他：総務部危機管理課

既存の電柱に防犯カメラを設置する際の相談先

○電力柱：東北電力(株) 岩沼電力センター配電課 Tel. 0223-23-5615

○NTT柱：(株)NTT 東日本一東北設備部エンジニアリング部門渉外調整担当 Tel. 0120-303-227

問い合わせ先

〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号 岩沼市役所総務部危機管理課

Tel. 0223-23-0576 Fax. 0223-24-0897 E-mail kiki@city.iwanuma.miyagi.jp